

令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約締結実績の概要

令和6年6月
金 融 庁

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）第8条第1項の規定に基づき、令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」といいます。）の締結実績を下記のとおり公表します。

記

環境配慮契約法及び平成31年2月に変更閣議決定された「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」において、環境配慮契約の具体的な方法が定められている、電気の調達、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、省エネルギー改修事業（E S C O事業）、建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務、建築物の維持管理に係る契約及び産業廃棄物処理に係る契約のうち、産業廃棄物処理に係る契約に関して、以下のとおり環境配慮契約を締結しました。

<産業廃棄物処理に係る契約>

令和5年度における契約のうち、環境配慮契約を締結したのは2件であり、産業廃棄物数量は、14トンでした。

（注）金融庁は、環境配慮契約法第2条第3項に規定する独立行政法人等を所管していません。